

特別区人事及び厚生事務組合同規約の一部変更について

1 新旧条文対照

特別区人事及び厚生事務組合同規約（昭和二十六年東京都知事許可）の一部を変更する規約（案） 新旧条文対照

改正案	現行
<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める<u>救護施設</u>、<u>更生施設</u>及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 （略）</p>	<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 （略）</p>

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。

2 変更内容の概略

特別区人事・厚生事務組合が設置及び管理する施設

現 行	生活保護法に定める施設		社会福祉法に定める 施設
	更生施設	宿所提供 施設	宿泊所



変 更 案	生活保護法に定める施設		社会福祉法に定める 施設
	救護施設	更生施設	宿所提供 施設
			宿泊所

3 変更理由

救護施設 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

更生施設 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

更生施設入所者の生活課題が多様化し、また障害・傷病が重度化していることを踏まえ、更生施設を順次救護施設に転換することが必要との提案が、令和3年4月特別区長会で了承された。これにより、特別区人事・厚生事務組合が設置及び管理する施設に救護施設を加える規約変更が必要となった。

4 今後の手続き、整備方針

令和3年 各区議会において議決

令和4年 東京都知事に規約変更の認可申請・認可・施行

令和10年 更生施設淀橋荘（新宿区）の建替えに併せ、救護施設を整備